初回限定版! 静岡県産ひのき 特製プレート

> されいなか 起りがとう SHOKING, CLEAR DE 煙宣言 静岡県

禁煙。

静岡県健康増進課

禁煙宣言の概要

他の人のたばこの煙を吸わされる受動喫煙の害の防止を目的に 多くの人が利用する施設の禁煙化を進めるため、 禁煙宣言をした施設に禁煙プレートを発行し、 県のホームページで施設名を紹介します。



禁煙プ<mark>レートにより、</mark> 利用<mark>者の方に禁煙施</mark>設で あることを伝えます。 喫煙を控えてくれた優しさに

「ありがとう」

審査等は、ありません。

を伝えます。

禁煙宣言の手続き

○対象となる施設

- ・多くの人が利用する全面禁煙を行う静岡県内の施設であれば、公的施設、民間施設を問いません。
- ・ビルや地下街の一部にある場合でも、施設(お店等)が禁煙であれば宣言できます。

○手続きはカンタン!

- ・右ページの「禁煙宣言」届出書を下記へ提出するだけです!
- ・郵送でもFAXでも、Eメールでも可能です。
- ・施設管理者が複数の施設を管理する場合には、一枚の届出書で複数の禁煙プレートを発行する ことも可能です。禁煙としている施設数(支店数)を届出書に記入してください。 複数発行を希望する場合は禁煙プレートを掲示する施設名(店舗名)一覧を添付してください。 (記載様式はありません。) もちろん施設(お店)ごとに宣言しても結構です。
- ・「禁煙宣言」届出書を受付後1ヶ月以内に禁煙プレートを送付しますので、出入口等、利用者に分かりやすい場所に掲示してください。



届出先

(健康増進課事務委託先)

しずおか健康いきいきフォーラム21事務局 禁煙宣言担当 〒420-0856 静岡市葵区駿府町1-70

電話:054-253-5570 FAX:054-253-4222

E-mail:ikiiki21@sukoyaka.or.jp

http://www.ikiiki21.jp(HPの入力フォームからの届出もできます!)

「禁煙宣言」届出書

禁煙宣言

私たちは、利用者の受動喫煙を防止するため、施設内の全面禁煙を 実施することを宣言します。

平成	年	月	日	
	事業所·	施設	名称	
	代表	長者職、	氏名	

	•				
□ 所在地					
担当	□所属		□電話番号		
12 3	□氏名		□FAX番号		
□ 施設数	禁煙している施設数				
□ Eメール					
□ URL					
□業種	1.飲食店2.ホテル・旅館5.理美容店6.娯楽施設	3.小売店 7.運動施			
(該当に○)	9.学校 10.文化施設 13.その他(11.官公庁	12.交通機関・ターミナル等)		

- ※届出書の記載情報は、施設紹介のための資料とさせていただきます。
- ※公表を希望しない項目には□にレ点をつけてください。

FAX.054-253-4222 (しずおか健康いきいきフォーラム21)

対別してくださ



最初のうちは、いろいろ言われることも多 いかと思いますが、それ以上に支持してく ださるお客様は多いです。

全面禁煙が当たり前になれば納得してくだ さるようになると思いますので、そのため には多くの店舗様で導入して

いだだければ、いい方向に 向かうと思います。



手打ちそば屋のこだわりで営業して、たば この煙はとても嫌な臭いです。お客様もそ ばの香りを大切にしています。



禁煙スタイル成功の声!



味を守り健康を守る



飲食店主の冥利につきることと言えば、腕によりをかけた料理を喜 んでくださるお客様の笑顔以外にはあるまいと思います。その心意 気の延長線上で考えるなら、せつかくの料理をタバコの煙の中で食 さねばならないお客様の失望も理解できるはずです。喫煙者でさえ 他人のタバコを嫌っているくらいです。店内を禁煙にしましょう。 味を守り健康を守ることは、店主の努めであり、喫煙者のためでも あることを忘れないで欲しい。

禁煙飲食店の成功法則(禁煙スタイル主宰 岩崎拓哉 著)より抜粋



平成22年8月発行

静岡県健康福祉部医療健康局健康増進課

〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6 電話:054-221-3263 FAX:054-251-7188